

新発田市公衆無線 LAN サービス利用規約

(目的)

第1条 この規約は、新発田市が公共施設に設置した公衆無線 LAN によるインターネット接続サービス（以下、「サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用手続)

第2条 利用者は、この規約及び関係法令を遵守することに同意し、サービスを利用するものとし、本サービスの利用をもってこれらに同意したものとみなす。

(利用条件)

第3条 サービスの利用に係る費用は、無料とする。

2 サービスはサービスを提供する公共施設の開庁日に利用出来るものとする。

3 サービスの1回当たりの利用可能時間は、最大60分までとする。

4 サービスに用いるスマートフォン等の通信機器、ソフトウェア、電源等は、利用者が準備するものとし、当該サービスを利用するために必要な設定は利用者で行うこととする。

5 利用者は、自らの判断・責任の下、本サービスを利用するものとする。

6 利用者は、周囲にいる者の迷惑とならないようサービスを利用するものとする。

(禁止事項)

第4条 利用者は、サービスを利用して次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 法令又は公序良俗に反する行為、またはこれらを掲載するサイトの閲覧

(2) 誹謗中傷、名誉毀損、侮辱その他他者に不快感を与える行為

(3) ファイル共有ソフトの使用その他大量のデータを送受信する行為

(サービスの中止)

第5条 新発田市は、自らが必要と認める場合は、予告することなくサービスの全部又は一部の提供を中止し、終了し、または変更することができる。

2 新発田市は、利用者がこの規約で定める内容に違反した場合は、その利用者によるサービスの利用を予告することなく停止することができるものとする。

(免責)

第6条 新発田市は、サービスに不具合、障害等の瑕疵がないこと、及びサービスが中断なく稼動することを保証しないものとする。

2 新発田市は、利用者がサービスを利用したこと、又は、利用できなかったことによって損害、支障等が生じた場合であっても、その原因を問わず、いかなる責任も負わないものとする。

3 新発田市は、本サービスを利用して確認できる情報等について、明示又は黙示を問わず、その正確性、完全性、確実性、有用性、最新性、品質等につき、いかなる保証も行わないものとする。

4 新発田市は、利用者がサービスを利用したことにより第三者との間に生じた紛争等について、一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第7条 利用者がこの規約に違反したことにより新発田市が損害を被った場合は、その損害を利用者は負担するものとする。

(規約の変更)

第8条 新発田市は、利用者の承諾なしに、予告することなくこの規約を変更することができるものとする。

附則

この規約は、令和6年9月1日から施行する。